

第21回新潟市都市計画審議会 常務委員会議案

と き 平成27年12月22日（火）
午後2時から

ところ 新潟市役所 本館6階 第2委員会室

新 潟 市 都 市 計 画 審 議 会

（事務局 新潟市都市政策部都市計画課）

第 2 1 回新潟市都市計画審議会常務委員会付議案件

議案番号	付 議 案 件
議案第 1 号	産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（新潟市北区島見町地内）

議案第 1 号

産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物 処理施設	新潟市北区島見町字芝 田 2532 番地 3 外 2 筆、 太郎代字上往来 653- 53、太郎代字上山 901- 41 外 1 筆	9914.93 m ²	新潟市北区島見町 3268 番地 10 エコリサイクル共伸有限会社 代表取締役 佐藤 幸雄

(別紙図面表示のとおり)

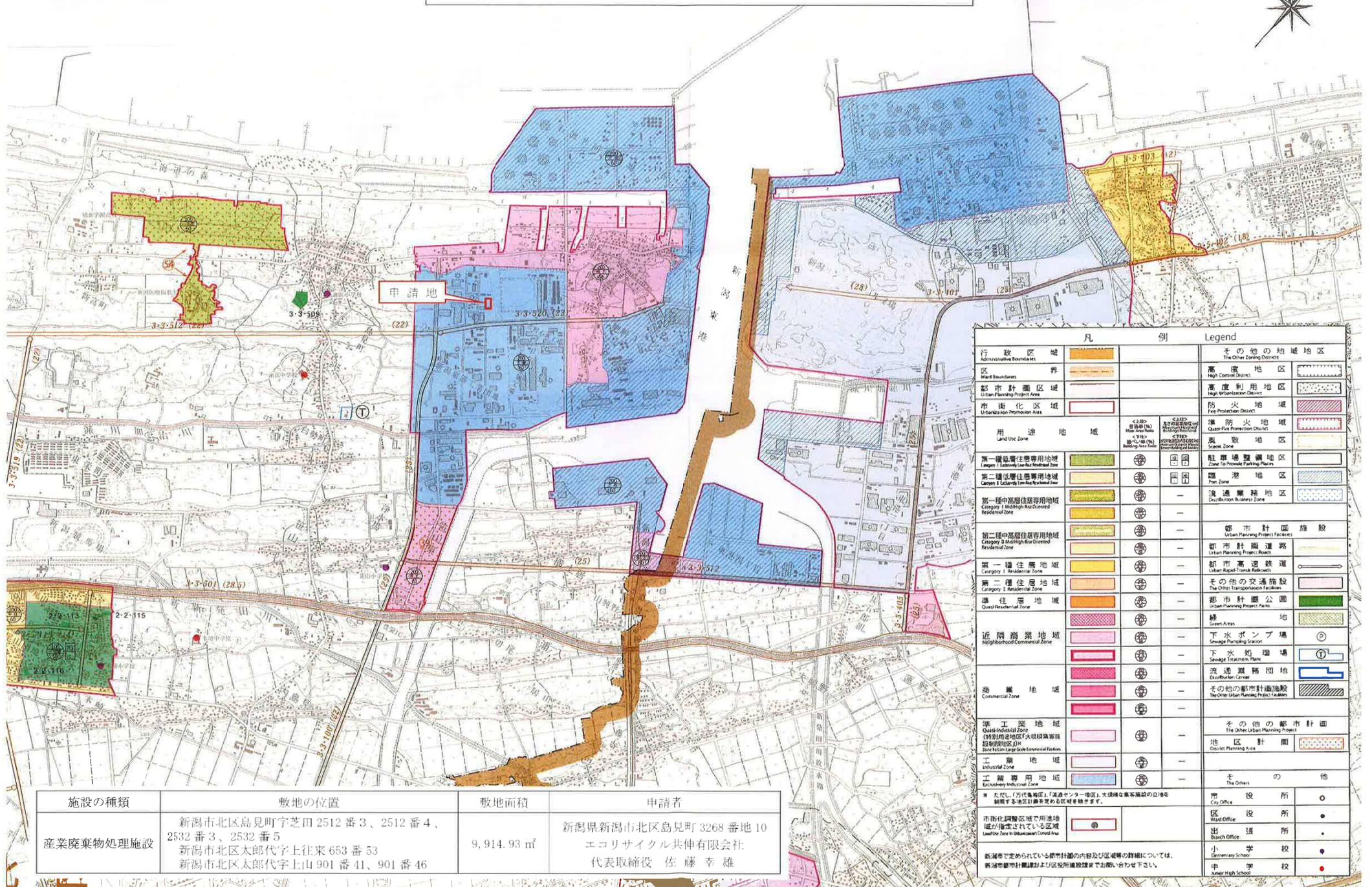
2 理 由

本施設は、産業廃棄物である廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、解体済み自動車の破砕処理を行なう「産業廃棄物処理施設」であり、都市活動によって生じる廃棄物の再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第 5 1 条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について
縮尺 1 : 25,000



施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物処理施設	新潟市北区島見町字芝田 2512 番 3、2512 番 4、 2532 番 3、2532 番 5 新潟市北区太郎代字上往来 653 番 53 新潟市北区太郎代字上山 901 番 41、901 番 46	9,914.93 m ²	新潟県新潟市北区島見町 3268 番地 10 エコリサイクル共伸有限会社 代表取締役 佐藤幸雄

凡 例 Legend	
行政区域 Administrative Boundaries	その他の地域地区 The Other Urban Districts
区界 Ward Boundaries	高度地区 High-Corridor District
都市計画区域 Urban Planning Project Area	高度利用地区 High Utilization District
市街化区域 Urbanization Promotion Area	防火地域 Fire-Prevention District
用途地域 Land Use Zone	準防火地域 Quasi-Fire-Prevention District
第一種低層住居専用地域 Category 1 Low-Rise Residential Zone	高層地区 Tall Building Zone
第二種低層住居専用地域 Category 2 Low-Rise Residential Zone	駐車場整備地区 Zone To Provide Parking Places
第一種中高層住居専用地域 Category 1 Mid-High-Rise Residential Zone	臨港地区 Port Zone
第二種中高層住居専用地域 Category 2 Mid-High-Rise Residential Zone	流通業務地区 Distribution Business Zone
第一種住居地域 Category 1 Residential Zone	都市計画施設 Urban Planning Project Facilities
第二種住居地域 Category 2 Residential Zone	都市計画道路 Urban Planning Road
準住居地域 Quasi-Residential Zone	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railroads
商業地域 Commercial Zone	その他の交通施設 The Other Transportation Facilities
近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone	都市計画公園 Urban Planning Project Parks
工業地域 Industrial Zone	緑地 Green Areas
工業専用地域 Exclusively Industrial Zone	下水ポンプ場 Sewage Pumping Station
	下水処理場 Sewage Treatment Plant
	流通業務団地 Distribution Business Project
	その他の都市計画施設 The Other Urban Planning Project Facilities
準工業地域 (特種用途地区「大規模商業施設新設地区」) Zone To Encourage Large-Scale Commercial Facilities	その他の都市計画 The Other Urban Planning Project
工業専用地域	地区計画 District Planning Area
	その他
市街化調整区域で用途地域が指定されている区域 Land Use Zone In Urbanization Control Area	市役所 City Office
	区役所 Ward Office
	出張所 Branch Office
	小学校 Elementary School
	中学校 Junior High School

※ただし、「方角角地区」「交通センター地区」大規模な集客施設の立地を制限する地区(計画決定の区域)を除きます。

新潟市で定められている都市計画の内容及び区域等の詳細については、新潟市都市計画課及び区役所建設課までお問い合わせ下さい。